

# 沿岸漁場整備開発法の一部を改正する 法律の施行について

〔 58 水 振 第2400号 〕  
〔 昭 和 5 8 年 9 月 3 0 日 〕  
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 達 〕

沿岸漁場整備開発法の一部を改正する法律（昭和58年法律第61号）及び沿岸漁場整備開発法施行令の一部を改正する政令（昭和58年政令第129号）が昭和58年6月11日に公布施行され、沿岸漁場整備開発法施行規則の一部を改正する省令（昭和58年農林水産省令第34号）が昭和58年9月16日に公布施行されたが、これらの法令に基づく制度の運用については、下記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

## 記

### 第1 法改正の趣旨

沿岸漁業は、養殖も含めると、およそ300万トンの生産をあげ、我が国漁業生産の約27%を占めている。また、沿岸漁業は、魚種構成も多岐にわたり、国民の需要に即した水産物の安定的供給に大きく寄与している。

このような沿岸漁業が我が国国民経済上果たす役割は、国際的な200海里体制の定着に伴って一層重要性を増しており、沿岸漁業の振興についての国民的要請が高まってきている。

沿岸漁業の振興を図るためには、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図ることが肝要である。このため「つくり育てる漁業」としての栽培漁業の振興を図ってきたところであり、昭和58年度末には都道府県の種苗生産施設の整備がほぼ一巡する段階に至っているが、その計画的推進のための枠組み及び漁業者自ら実施し得る条件はまだ整備されていない。また、沿岸漁場においては、釣りを始めとする遊漁が盛んになったことに

伴い、各地で漁業と遊漁との紛争、競合が生じている例もみられるようになっている。

このような情勢に対処して、沿岸漁業の安定的発展と水産物の供給の増大を図るためには、栽培漁業の実施の促進を図るとともに、漁業と遊漁との漁場利用の調整による漁場の安定的な利用関係の確保を図り、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を一層推進することが要請されている。

このような情勢にかんがみ、今般、沿岸漁場整備開発法の改正が行われたものである。

## 第2 栽培漁業の計画的推進

### 1 趣 旨

従来、栽培漁業は、技術の開発と種苗生産施設の整備を中心に事業が行われるという段階にあり、種苗の生産、放流等を含む栽培漁業全体の計画を作成し、これに従って事業を推進するという段階にはなかった。

しかし、近年、国及び都道府県における種苗生産施設の整備、技術開発の進展等により、魚種によっては種苗の大量生産、大量放流が行われ、相当の成果を納めるという段階に至っている。

今後は、これらの成果に基づき、栽培漁業によって漁業生産の増大を図ることが必要である。このため、農林水産大臣は栽培漁業に関する基本方針を定め、各都道府県はこれと調和をとりつつ栽培漁業に関する基本計画を定めることができることとし、両者相まって栽培漁業の計画的な推進を図ることとした。

### 2 基本方針

(1) 基本方針は、栽培漁業の推進を図る上で基本的な事項を定めるものであり、国及び都道府県の施策の指針となるべきものである。

基本方針は、最新の技術的知見に基づいて定める必要があるが、今後の栽培漁業の技術開発の進展には著しいものがあると予想されるため、おおむね5年を一期として定めることとしている。

(2) 基本方針は、栽培漁業の漁業者への定着の状況、種苗生産施設の整備の状況、技術開発の状況等を総合的に勘案して定める必要があり、水産研究所、社団法人日本栽培漁業協会、都道府県等栽培漁業に関する学識を有する者の意見を聴いて定めることとしている。

### 3 基本計画

基本計画は、当該都道府県の地先海面における沿岸漁業生産の増大に寄与するという観点から漁場の生産力、沿岸漁業の実態等を踏まえて策定する必要があるので、その策定に当たっては、水産試験場等栽培漁業に関し学識を有する者の意見を聴取することとされたい。

なお、基本計画は、特定水産動物育成事業に関する事項についても定めることとしたので、これに伴い、特定水産動物育成基本方針制度は廃止した。

## 第3 放流効果実証事業制度の創設

### 1 趣 旨

栽培漁業の拡大発展は、一般的に、

- ① 国及び都道府県による種苗生産の技術開発、実験的放流の繰返し
- ② 実験的放流による増殖効果が明らかになった段階で経済効果の実証及びその成果の普及
- ③ 漁業協同組合等による放流の経済効果の認識に基づく種苗の生産又は購入、放流及び育成の実施

という過程をとるものと考えられる。

従来、栽培漁業は、技術開発を中心とする段階にあったこともあり、水産動物の種苗の生産等の費用の大部分は国及び都道府県が負担することにより推進されてきた。

しかし、今後は、技術開発の成果を踏まえて、栽培漁業が沿岸漁業生産の増大に寄与できるよう種苗の生産数量及び放流数量の増大を図っていく必要がある。

そのためには、国及び都道府県の財政負担だけでなく、栽培漁業によ

る経済的利益を受ける者が自らその費用を負担して、種苗の放流及び育成、更には種苗の生産まで行うような仕組みを確立することが必要である。

栽培漁業がこのような方向で普及、定着するためには、漁業者に対して放流による経済効果を実際に示すことが基本的に重要である。

このため、国及び都道府県が行った実験的放流等により増殖効果が明らかとなった種類の水産動物について、都道府県、市町村、漁業協同組合等の関係者が参加して設立された公的主体が、大量の種苗を放流し、放流に係る経済効果の実証等を行う事業として、今後、放流効果実証事業が設けられたものである。

## 2 指定法人の指定

放流効果実証事業は、民法第34条の規定により設立された法人で一定の要件を満たすものとして各都道府県に一を限り指定された法人「以下「指定法人」という。）が実施主体となることとしている（法第15条）。

これは、

- ① 放流効果実証事業が、都道府県が試験的な段階のものとして実施する放流等と漁業協同組合等が本格的な経済事業として実施する放流等との中間的形態のものとして位置付けられるものであること。
- ② 放流に係る経済効果を実証し、その成果を漁業協同組合等に対し普及する公的性格を有する事業であること。
- ③ 放流に係る水産動物の採捕に係る情報の収集及び漁業協同組合等に対する経済効果の普及を効率的に行う必要があること。

等の理由によるものである。

## 3 放流効果実証事業の内容

### (1) 種苗の放流

放流効果実証事業における水産動物の種苗の放流は、最も経済効果が上がるような方法で行われる必要がある。

したがって、水産動物の種苗の放流に当たっては、放流適地及び放

流適期を選び、対象とする水産動物の生物学的特性及び海域の特性に応じて、大量に、かつ、継続して行うとともに、放流後の生存率、中間育成の費用等を勘案して最も経済効果が上がるような大きさのものを放流するよう指導されたい。

## (2) 経済効果の実証

放流に係る経済効果をできる限り把握するため、標識放流、市場調査等を各地域の実情に応じ、幅広く実施するよう指導されたい。

## (3) 水産動物の育成を助長するための協力要請

放流に係る経済効果を上げるためには、放流に係る水産動物が一定の体長に至るまでその採捕を抑制する必要がある。

このため、指定法人は、漁業協同組合等に対し放流直後の放流場所周辺における幼稚仔の保護、経済的な漁獲に適した大きさに育成するまでの漁獲抑制等放流に係る水産動物の育成を助長するための採捕に関する協力要請を行うよう指導されたい。

なお、放流に係る幼稚仔の保護等については、天然資源を含めその保護を図る必要がある場合には、必要に応じ、海区漁業調整委員会の指示、漁業調整規則による採捕制限についても考慮することとされたい。

## (4) 経済効果の普及

(2) の実証に係る経済効果の成果については、漁業協同組合等による特定水産動物育成事業等の実施が促進されるよう放流場所周辺の漁業協同組合等及び漁場環境がこれと類似する漁業協同組合等に対して普及するよう指導されたい。

# 4 放流効果実証事業の監督

放流効果実証事業は、その成否が今後の漁業者自らによる栽培漁業の定着に大きな影響を及ぼすものであること等から、当該事業の実施について所要の監督規定（法第21条～第26条）を整備したものであり、これら規定の適時、適切な活用により放流効果実証事業の適正かつ確実な

実施に努めることとされたい。

## 5 協力金の拠出

放流効果実証事業は、経済事業として行われるものではないが、大量の種苗の放流を継続的に行うものであることから、漁獲量の増大という点で漁業者の相当の受益を認めることができる。

一方、放流効果実証事業が所期の目的を達成するためには、継続的に大量の種苗放流を行う必要があるが、これには、種苗生産、中間育成、放流等に要する経費を確保する必要がある。

このため、放流効果実証事業に要する種苗生産、中間育成、放流等の経費の一部につき放流に係る水産動物と同種の水産動物を採捕する者から協力金が拠出されることが望ましい。

協力金に関する規定は、このような趣旨で放流効果実証事業に協力する者が任意に拠出した協力金が適正に放流効果実証事業に充てられるよう都道府県知事が指定法人を監督するために設けられたものである。

なお、協力金は、あくまで任意に拠出されるものであるので、その募集については、強制にわたることのないよう指導されたい。

## 第4 推進体制の整備

### 1 栽培漁業推進協議会の設置

放流効果実証事業の成否、栽培漁業の定着は、関係漁業者等の放流効果実証事業の趣旨及び内容の理解と栽培漁業に対する積極的な参加意識の高揚いかんによるところが大きいと考えられる。このため、関係者の合意形成、相互啓発の場として、栽培漁業推進協議会を設置することとされたい。

栽培漁業推進協議会は、都道府県段階及び各地区段階において設置することが望ましい。

### 2 協議内容

都道府県段階の栽培漁業推進協議会にあっては、都道府県が策定する基本計画についての協議等当該都道府県における栽培漁業の推進に関す

る事項についての協議を行い、地区段階の栽培漁業推進協議会にあっては、幼稚仔の保護、協力金の拠出等放流効果実証事業の実施に必要な事項その他各地区の栽培漁業の推進に必要な事項についての協議を行うこととされたい。

### 3 構 成

各都道府県、各地区の実情に応じ、都道府県、市町村、指定法人、漁業協同組合等、栽培漁業に関する学識経験を有する者、釣り船業者の団体、遊漁者の団体等のうち栽培漁業の円滑な推進を図る上で適当と考えられる者をもって構成することとされたい。

## 第5 漁場利用協定制度の創設

### 1 趣 旨

我が国の沿岸漁業は、45万人の沿岸漁業者がこれに生計を依存しており、地域の産業として重要な役割を果たすとともに、食糧の供給源としても国民生活上重要な地位を占めている。一方、遊漁は、国民の自由時間の増加に伴い国民の健全なレジャーとしてこれを楽しむ人口が増大してきており、釣り遊漁者は年間延べ約1,800万人に達している。

漁業と遊漁との調整については、漁業者側においては、いたずらに遊漁を排斥することなく、また、遊漁者側においては、漁業者の正常な漁業操業に支障を与えることがないようにするとともに、資源の保護培養が図られるようにすることが基本的に重要である。

このような考え方の下に、従来から、都道府県漁業調整規則、海区漁業調整委員会の指示のほか、各都道府県に漁業者、遊漁者及び学識経験者をもって構成する漁場利用調整協議会を設置することにより、対応してきたところであるが、漁業と遊漁との紛争は、沿岸各地の地理的、歴史的、社会的条件、漁業事情等によって地域によりかなりの差異がみられること、実際にその漁場を利用している当事者が話し合い、双方に納得のいく形での漁場の利用に関する合意を形成することが重要である。

このため、従来の施策に加え、漁業者と遊漁者又は釣り船業者との漁

場の利用をめぐる話し合いを促進するための都道府県知事の勧告、紛争に係るあっせん等の制度を設けたものである。

## 2 漁場利用協定の締結に係る勧告

(1) 漁場利用協定は、漁業協同組合等と遊漁関係団体（法第24条第1項第1号及び第2号の団体）とが、漁場の安定的な利用関係の確保に必要な事項として、各々の構成員が遵守すべき事項を定めるとともに、各々の構成員に対し当該事項の遵守につき指導することを相互に約する団体同士の私法上の契約である。

(2) 漁場利用協定の内容については、操業時間、操業期間、操業区域、採捕対象魚種、漁具漁法の制限等漁場の安定的な利用関係の確保に必要な事項を当事者が各地域の実態に応じて定めることとなる。

(3) 漁場利用協定は、当事者が納得のいくようにその内容を定めることが望ましいという立場から、漁場利用協定締結のための交渉に応じようとしない団体に対して交渉に応ずべき旨の勧告を行う制度にとどめている。したがって、都道府県知事の行う勧告は、漁場利用協定の内容に立ち入ったものになることのないよう留意されたい。

## 3 漁場利用協定の届出及び紛争に係るあっせん

(1) 漁場利用協定を締結した当事者団体は、その内容を都道府県知事に届け出ることができることとされたが、これは、その遵守につき紛争が生じた場合は、当事者の双方又は一方が都道府県知事に対し紛争に係るあっせんを申請することができることとすることにより、漁場利用協定がより有効に機能することを目的とするものである。

(2) しかし、漁場利用協定は、本来、漁場を利用する当事者の合意により漁場の安定的な利用関係を確保しようとするものである。したがって、当該協定の遵守をめぐる紛争が生じた場合には、まず、当事者同士でその解決のための努力をすべきものであり、安易に都道府県知事に対し紛争に係るあっせんの申請をすることのないよう関係者を指導することとされたい。



#### 4 その他

##### (1) 漁場利用協定の実効性の確保

漁場利用協定は、前述のように、団体同士がその構成員を指導することを約する契約であり、漁場利用協定に係る漁場を利用している者であっても当該協定を締結している団体の構成員でない者については、団体の指導は法的には及びえない。しかし、漁場の利用について漁業側と遊漁側との一定のルールがつくられ、それに従った利用がなされることは、漁場の安定的な利用関係の確保を図る上で望ましいので、漁場利用協定の存在の周知、その内容に準じた漁場利用の指導、協定当事者である団体への加入の呼びかけ等漁場利用協定の実効性の確保につき努めることとされたい。なお、当該協定に係る漁場を利用する者が他の都道府県に住所を有する場合は、適宜、当該都道府県と連絡をとること等により、その漁場利用協定の実効の確保が図られるよう努められたい。

##### (2) 漁場利用調整協議会の活用

漁業と遊漁との調整を図る場としては、既に漁場利用調整協議会が設けられているところであり、漁場利用協定の締結のための交渉や漁場利用協定の遵守につき生じた紛争の解決の場等としてこれを積極的に活用することを妨げるものではない。したがって、都道府県知事が当事者の申請に基づき、漁場利用協定の締結の交渉に応ずべき旨の勧告、紛争に係るあっせんを行う場合であっても、漁場利用調整協議会の意見を聴いて、同協議会が調整、解決するのが適当と判断されるときは、同協議会にまかせることとして差し支えない。

##### (3) その他

遊漁は、水産動植物の採捕という点で、漁業と異ならないものである。ので、水産担当部局においても、その実態把握に努めるとともに、組織化の促進、漁業協同組合等の指導等に積極的に取り組み、漁業と遊漁との調整を図ることとされたい。

① 実態の把握

漁業と遊漁との調整に関する行政を進めるに当たっては、漁業と遊漁に係る紛争の原因、内容等につき常時その把握に努めるとともに、瀬渡しも含めた釣り船業の実態、自家用釣り船の実態を把握するよう努められたい。なお、実態把握の後は、釣り船業者等に対し安全対策、漁場保全等につき指導することとされたい。

② 釣り団体の組織化の指導等

遊漁は、関係者も多く組織化されていない現状にあり、遊漁対策の趣旨の徹底等が困難な面がある。このため、既存の団体、漁業協同組合等を通じ、又は釣り船業者に対する講習を活用し、遊漁者、釣り船業者の組織化の促進に努めることとされたい。

なお、釣り船業者の相当数が漁業者の兼業であるという実態からみても、漁業と遊漁の調整は、漁業協同組合内部の問題として解決できる側面が多いので、漁業協同組合の積極的な取組みを喚起することとされたい。